

CLAIR REPORT

アメリカにおけるホームルール

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 180 (March 8, 1999)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団
法人
自治体国際化協会

目次

はじめに	1
第1章 アメリカにおけるホームルール	2
1 ホームルールとは	2
2 ホームルールの重要性	2
3 ディロンのルール	2
4 アメリカにおける地方自治体のホームルール	3
第2章 自治体のホームルールの出現	4
1 主権の中の主権	5
2 都市共和国	5
3 地方の権利章典	6
4 権限委譲	7
第3章 ホームルールの最近の類型	8
1 ホームルールの類型	8
2 ホームルールのメリット	9
3 ホームルールのデメリット	10
第4章 ホームルールの実態	11
1 イニシアティブとイミュニティ	11
2 地方の権限に対する州の優位性	11
3 組織に関する自治	12
4 職務に関する自治	16
5 財政に関する自治	20
6 人事に関する自治	23
7 州法における地域社会の自治	24
参考文献	26

はじめに

日本においては、新潟県巻町や沖縄県名護市での住民投票のように、ある特定の課題について直接住民の意思を問う動きが徐々にみられるようになってきている。自分たちの住む地域の将来に重大な影響が及ぶと思われる問題に対し、自らの意思を反映させようというものである。ただ、日本ではまだ投票結果に法的効力が伴わないと、首長や議会は参考意見として尊重することはあるが、必ずしもこれに拘束される状況はない。

一方、民主主義が発達していると言われる米国においては、イニシアティブ（Initiative）やレファレンダム（Referendum）など住民の意思が直接反映される制度が整備されており、政府はこれらの投票結果に拘束されることになる。ただ、民主的と言われている米国の諸制度は、政府がこれらを創設し住民に与えてきたというよりは、住民が勝ち取ってきた歴史的成果物だと言える。また、政府が存立する以前から、地域社会において自分たちのことを自らで決めて行ってきた経緯があるため、政府に何かを期待するというよりは、むしろ自分たちの決めたことを政府は着実に遂行しさえすればよいという考えが根強い。

本レポートは、米国の民主的諸制度を個々に取り上げ解説するのではなく、その根底にある「ホームルール」に焦点を当て米国の地方自治と民主的自己統治へアプローチすることとしている。本レポートの作成にあたっては、ラファイエット大学のジョン・キンケイド教授の執筆による「米国の地方自治（Local Autonomy in the United States of America）」を参考にさせていただいた。同博士には記して深甚の感謝の意を表したい。本レポートが今後の日本の地方自治運営にあたって、いさかでも役立つことがあれば幸いである。

第1章 アメリカにおけるホームルール

1 ホームルールとは

ホームルールは、地方政府が州政府など外部から加えられる統制を最小限にとどめ、自らの問題を自らで解決していくことができる権限である。ホームルールを採用している地方政府は自ら憲章を作成しこれを採択あるいは改正し、また、条例制定や法的効力を伴う行政上の意思決定をなす権限を有している。

州のホームルールに関する規定は一様ではないが、全ての規定は地方政府に対しある程度の自由を認めている。ほとんどのホームルールに関する規定は州憲法に盛り込まれているが、州法で規定されている場合もある。ホームルール団体として認められると、地方政府にとって憲法に相当する「憲章」(Charter)を起草するための委員会が設けられるのが通例であるが、憲章には政府の職務権限、その権限を遂行するための組織、意思決定過程など当該政府についての骨格が規定されることになる。

2 ホームルールの重要性

地方自治は、州憲法あるいは州法では認されてはいるが、連邦主義のために決して完全なものとなっているとは言えず、連邦主義が地方政府のあらゆる過程に及んでいる。アメリカでは地方政府の自治権はかなり定着しており、また、強く擁護されているが、究極的には州が地方政府に対し総括的な権限を維持している。「地方政府は州政府の創造物である」という表現がしばしば聞かれるのはこのためである。このことは、地方の法令が州の裁判所によって無効にされることがあるという例にも見受けられる。

3 ディロンのルール

地方政府の権限に関して、1868年にジョン・F・ディロン (John F.Dillon) 判事が下した有名な判決 (Merriam v. Moody's Executor) がある。これは、地方政府が、(1)明確に許可された権限、(2)具体的に明示されている権限、(3)地方政府の運営にとって不可欠な権限については、これを遂行することが可能であるというものであ

る。権限に関する表現に少しでも不確かな点がある場合には、常に州の統制に有利なように解決されることになる。したがって、州の憲法や法律にホームルールに関して規定されているにもかかわらず、地方政府は州の創造物のままであり、州の持つ究極的な権力の影響を受けている。

こうした矛盾にもかかわらず、ホームルールはなおも地方政府の顕著で重要な特徴であり、しばしば地域住民に対する意思決定の範囲を拡大しているとともに、一般大衆から盛り上がる民主主義を増幅している。主要な課題としては、何が地域特有の問題として扱われるべきなのかを決めることが、典型的なものとして挙げができる。これらの問題の解決にあたり、アメリカにおける地方政府の役割について、立法者や裁判官がしばしば影響を与えていている。

4 アメリカにおける地方自治体のホームルール

ディロンのルールにかかわらず、アメリカの地方自治体は地方自治を実現するため何らかの手段を常に求めてきた。憲法上の規定がない場合には、かえって地方政府は州の完全な統制に服さなければならぬこととなるため、地方政府が州の統制から何らかの自由を勝ち取るための法的方策として、ホームルールが活用されてきたのである。

ホームルールは州内における完全な地方自治を意味するものではないし、過去にそうであったこともない。なぜなら、ホームルールを採用している地方政府も常に州政府の一部として止まらなければならず、また、州法の施行にあたっては、ホームルールを採用していない団体と同様の責任を負わなければならないからである。ホームルールには様々な内容があり、また多くの解釈があるにもかかわらず、ホームルールを採用している地方政府の法的立場を明らかにするため、最近は「州における、地方のあらゆる問題に関する地方政府の自治権」（the autonomy of local government in the sovereign state over all purely local matters）という定義が用いられている。

第2章 自治体のホームルールの出現

1875年のミズーリ州憲法にホームルールについての最初の概念が登場したのを契機に、地方自治を支持するための主張は州議会からの干渉を制限することを目的としたものから、地方の住民に自治体政府の形態や職務権限あるいは税制に関し自らで選択できる権限を付与することを目的としたものへと徐々に変化していった。アメリカのホームルールに関し唯一絶対の定義は見当たらないが、本質的には地方自治体に当該自治体の組織形態や職務権限あるいは行財政に関する広範な権限の行使を可能ならしめる概念であり、これらの権限が、

- (1)州議会から地方自治体に憲法上承認されていること
 - (2)州憲法または連邦憲法で禁止されていないものであること
- がその前提となると言われている。

ミズーリ州憲法に規定されているホームルールに関する条項は、州によるセントルイス市に対する不当な内政干渉を排除するために設けられたものである。このような不当な干渉は、移民と産業化の結果による大規模な都市化現象が見られた州に共通しており、特に大都市に対する州の干渉が際だつようになっていた。通常、ほとんどの州議会で両院のうち少なくともどちらか一方で州内の全カウンティから平等に代表者が選出されていたため、議会は都市圏以外の地域から選出された代表者に支配されているのが通例であった。彼らは、しばしば大都市に対し敵対的な態度をとることがあり、議会の権限を都市部の有権者からの政治的圧力を抑制するために用いようしたり、都市から州に歳入を収めさせようとしたり、あるいは都市に財政負担を押し付けようとするなどしていた。

セントルイス市に対するミズーリ州憲法上のホームルールは非常に限られたものではあったが、その後30年間ミズーリ州最高裁判所は税制に関する権限も含め、憲章によって正当と認められ、州法に抵触せず、州憲法上でも禁止されていない事項であれば、いかなる行為も自治体の主導で為すことができるとしてきた。ホームルールに関する概念は徐々に他の州にも広がっていったが、ホームルールに対する方策として一般的に次の4つが採られていた。

- (1)主権の中の主権（imperium in imperio）

- (2)都市共和国 (the city republic)
- (3)地方の権利章典 (a local bill of rights)
- (4)権限委譲 (devolution of powers)

1 主権の中の主権 (imperium in imperio)

この手法は、全国自治体連盟 (the National Municipal League) によって1921年に主張され、州と地方自治体の権限を明確に区分し州による制限を受けることなく、自治体に自ら行為を為す権限を付与しようとするものであり、16州で用いられている。さらに、地方自治体は先駆的（アブリオリ）に地域共同体としての権限を有していると考えられた。1941年にシカゴの企業評議員であったバーネット・ホーズが、地方政府、州政府、連邦政府を「主権の三形態」としてこれを特徴づけた。

州政府の権限と地方政府の権限を明確に区別することは難しいが、州の裁判所は政府間の紛争解決にあたり「州の利害」(state concern) の原理をしばしば適用した。この原理は自治体にのみ与えられていると考えられている分野においても州が活動することを可能にしようとするものである。ペンシルバニア大学のジェファーソン・B・フォーダム学部長は、「主権の中の主権」としてホームルールを把握する考え方には批判的で、州と地方の区分という多分に政治的な問題が司法の問題に転化されやすいと論じている。

2 都市共和国 (the city republic)

20世紀初頭、進歩的な改革運動に参加していた都会の知識人達は、地域社会のより一層の自治を主張するとともに、フランクリン・D・ルーズベルト大統領が旧いものの例えとして言明した「現代社会における牛車の標準」(ox-cart standards in a modern world) から地方自治体が解放されるような実質的な改革を支援した。進歩的な人達は、州政府は腐敗しており都市化や産業化に対応しきれなくなると考え、大企業の活動や所得の再分配あるいは天然資源の保存などについて、連邦政府が大所高所に立って規制すべきであると主張した。

また、彼らは地方政府、特に市町村などの地方自治体を、住民が必要とする公共サ

ービスのほとんどを提供する必要不可欠な存在として捉えていた。したがって、州政府の存在価値は見当たらないとし、進歩派の一部には無学な代表者が支配する州議会は都市居住者のための立法には向いていないと考える者もいた。

その結果、多くの進歩派の人達はホームルールの「都市共和国」という考え方が「主権の中の主権」に近似しているとしており、なかには「共同体の中の共同体」(communitas communitatum)という見方をする者もいた。「都市共和国」の概念は、基本的には次のようなことを意図していた。つまり、

- ・地方自治体の憲章を州議会の行き過ぎた干渉から保護すること
- ・組織や権限あるいは財政などを含む地方自治体の担任事務について、その種類を拡大すること
- ・地方政府を州レベルでの政党政治や全国的な政党政治から切り離すために、州や連邦の選挙が全国的に実施される秋ではなく、春に秘密投票による不偏不党の選挙を実施すること
- ・市議会選挙を市全域選挙区で行うこと、また議会・支配人型ないし委員会型の自治体政府形態を採用することにより、企業のような効率的な政府とすること

などである。

ホームルールの「都市共和国」概念を盛り込んだ規定が、各州で制定されるようになった。1902年のカリフォルニア州憲法、同年のコロラド州憲法、1906年のオレゴン州憲法そして1912年のオハイオ州憲法などにこうした概念に基づく規定がみられる。自治体の憲章を保護し地方の選択の幅を広げるという努力は部分的にしか成功しなかったが、自治体政府を州や全国レベルでの政党政治から切り離すという努力や企業形態に類した政府を制度化するという努力は20世紀に大成功を収め、特に郊外の新興自治体において普及した。

3 地方の権利章典 (a local bill of rights)

ホームルールへの他の接近方策たる「地方の権利章典」という概念は、ニューヨーク州が先鞭をつけた。同州の憲法は、州議会の立法に一定の制限を課し、地方の住民に次のような様々な権利や権限を保障しうるよう改正された。

- ・カウンティや自治体のとるべき政府形態を数種類のなかから選択しうるものとすること
- ・自治体の公選職の選挙に参加すること
- ・憲法に規定されている広範な事項について地方の法律（条例）を定めうること
- ・自治体職員の権限や義務、資格要件や定数、選考方法や解雇の方法、公選職の任期、賃金、勤務時間、福利厚生、労働安全等について決定すること
- ・州や連邦を含む他の政府機関と契約を締結すること
- ・カウンティ、市町村や他の種類の地方政府との間で機能を再分配しうること
- ・議会での許可や規制のもとに、地方自治体の内外で土地収用権行使すること
- ・隣接自治体による併合をレファレンダムで拒否すること

4 権限委譲 (Devolution of Powers)

ホームルールの権限委譲アプローチは約12州で採用されているが、これはペンシルバニア大学のジェファーソン B. フォーダム学部長が、1953年にアメリカ地方自治体協会（the American Municipal Association）のために開発したホームルールの憲法条項モデルに帰着するものである。そのモデルとは、

「ホームルール憲章を採択した自治体は、州議会がホームルールを採用していない団体に委譲している権限の全て行使しうるほか、ホームルール憲章によって禁止されておらず、また州法に抵触しないものについて、州法による制限の範囲内で認められる全ての権限行使することができる。この権限委譲には契約や結婚あるいは離婚など市民の関係を律する民法などを制定する権限は含まれず、また重犯罪に対する罰則規定についての権限も認められない。」

というものである。

第3章 ホームルールの最近の類型

1 ホームルールの類型

地方自治体のホームルールに関する信頼できる最新の法的資料としては、合衆国政府間関係諮問委員会（U.S. Advisory Commission on Intergovernmental Relations, 以下「A C I R」という。）が発行しているものを挙げることができる。地方自治体のホームルールの理想的なひな形がなく、また、前述したどのモデルもそのままの形では州憲法に現れていないため、このA C I Rの資料は議論に服すべきところがあり、州憲法ないし州法が実際にホームルールを規定しているかどうかを確定させるには、ある程度主観的にならざるを得ない面もある。

A C I Rの資料によると、37州で地方自治体のホームルールを州憲法上規定しており、34州では州法で規定している。アラバマ州とバーモント州では、州憲法上でも州法上でもホームルールが規定されていない。憲法によるホームルールとは、ホームルールの規定が憲法上保障されているということであり、州法によるホームルールとは、ホームルールが法令によって認められているということである。憲法による規定は有権者の承認に基づいてなされる憲法修正による場合以外は変更できないため、有権者や地方政府の公選職職員の多くは、憲法の規定による方が州法の規定によるよりも確実であると考えているが、法律による規定を支持する者は、法令による規定の方が改正に関してより柔軟であると考えている。

40州で組織機構に関するホームルールが規定されており、これにより地方の有権者が自分たちの政府形態（市長・議会型、議会・支配人型など）を選択できるようになっているが、組織形態の種類は州法で規定されている場合が通常である。28州では幅広い職務機能に関するホームルールを規定し、これによりホームルール自治体に公務に関する広範な自治権を与えていた。また、17州では限定された職務機能に関するホームルールを規定している。

ホームルールの規定は、地方自治（local autonomy）に対するきわめて重要な保護策となっているだけでなく、特に小規模自治体にとって、併合や合併に対する保護策としても重要な機能を果たしている。34州では、他の都市に合併されるために

は当該地域における有権者の一定割合の請願書が必要とされているが、請願書の有無にかかわらずに市の条例や決議により併合できる州も32ある。また、20州では合併の提案のために公聴会の開催が求められ、14州では合併を提案するためにはレファレンダムで有権者の過半数の承認が必要とされている。さらに、19州では合併を提案するには、合併される地域の有権者の過半数がレファレンダムで承認するか、文書により過半数が同意すべきことを求めているほか、11州ではカウンティ政府による承認が求められている。

42州で市の合併が認められている。このうちの2つの州では合併される側の一方の市の有権者の過半数の承認があれば合併できるとしているが、34州では合併する両市の有権者の過半数がレファレンダムで賛成することが必要となっている。また、14州では市とカウンティの合併が認められているが、そのうち6州でカウンティに合併される市のレファレンダムで有権者の過半数の承認を求めているほか、7州ではカウンティ全体でのレファレンダムによる有権者の過半数の承認を要求している。

2 ホームルールのメリット

ホームルールのメリットとして、以下の点を挙げることができる。

- ・ホームルールが採用されているところでは、州議会及び州知事が州全体にわたる重要案件のために多くの時間をかけることができる。
- ・ホームルールは、州による地方政府の内部事務への干渉を減らし、また、地方における法令制定作業や画一的内容をもった法令を減らしている。
- ・ホームルール団体は、州法上の授権を待つことなく、地域の問題を解決するために即時に行動を起こすことが認められるため、特に、州議会が2年ごとに開催される州内の地方政府にとって有用である。
- ・ホームルール団体の方が、非ホームルール団体よりも法的権限を多く有している。
(地方政府が税金を引き上げたり、その適用範囲を拡大する充分な権限を有しているといわれることがよくあるが、実際にはカリフォルニア州及びカンザス州内のホームルール自治体だけが広範な権限を有しているにすぎない。)
- ・ホームルールは、地域住民の住民としての責任感を育むという優れた面を備えて

いる。

- ・ホームルールはアメリカの伝統と一致している。なぜなら、アメリカ人はこれまで地方の自己統治という考えを強く信頼してきたし、なおもこれを信頼しているからである。

3 ホームルールのデメリット

ホームルールのデメリットとしては、以下の点を指摘することができる。

- ・現代社会の複雑さゆえ、政府機能の第一義的な権利は州が有するようになり、ホームルールの可能性は極めて少なくなっている。
- ・地域における自己統治が強く主張されているにもかかわらず、財政面で完全に独立している地方自治体はほとんどない。
- ・充分な課税権が伴っていない場合は、ホームルールは空虚で役に立たないものとなってしまう。
- ・ホームルールの権限が乱用され、ひいては「home ruin (残骸)」に導かれる危険性がある。なぜなら、腐敗した政府はどこにでも発生しうるものであり、ホームルール権限を有する政府が腐敗や非効率と完全に無縁であるという証拠は見当たらないからである。

第4章 ホームルールの実態

地方自治体のホームルールは多様な側面を有しており、48州で導入されているホームルールについて、多面的なアプローチを加えることができる。

1 イニシアティブとイミュニティ (Initiative and Immunity)

自治体は発議権(Initiative, 以下「イニシアティブ」という。)と免除権(Immunity, 以下「イミュニティ」という。)を有している。両者の違いをみると、前者は地方政府が州政府からの特別の権限を得ることなしに自主的な活動を主導しうる権限であり、後者は上級官庁としての州の監督に服することなく行動できる自治体の権限である。

イニシアティブやイミュニティに関する権限を地方自治体に認めるか否か、あるいは認める場合でも両者を認めるのか、どちらか一方のみを認めるのかは、州によって異なる。

両者を憲法上の権利として認めている州の例として、しばしば引き合いに出されるのがコロラド州である。この憲法ではイニシアティブについて、次のように述べられている。

「コロラド州内のそれぞれの市あるいは町の住民は、ここに当該市・町の憲章を作成、修正、追加、改正する権限を付与されるとともに、永久にその権限を有する。この憲章は当該市・町の基本法となり、その自治体に生じる全ての事案に影響を与える。」

同様に、イミュニティについては、次のように述べられている。

「その憲章や法令は、当該地方自治体の管轄内においてのみ、その効力を有する。」

2 地方の権限に対する州の優位性 (State Preemption of Local Authority)

イニシアティブとイミュニティの権限に関する区別は分析上有益ではあるが、常に地方自治を充分に保護しているとはいえない。

ホームルールに関する法的問題の主なものは、以下の三点である。

- (1)州議会の統制からどの程度まで独立しているか
- (2)ある事案に関し州法上明確な規定がない場合、ホームルールの権限として地方

自治体はこれらの事案に関し、どの程度まで法令を制定することができるのか

- (3)既に州法上で規定されている特定の事項に関し、これを地方において改めて取り扱う場合、どの程度までホームルールの権限が制約されるか

3番目の問題が地方の権限に対する州の優位性についてである。州の統治権により、州議会が特例と認めない限り、州法は必然的にこれに抵触している地方の法令に優先する。

いくつかの州の憲法ではこの問題に言及している。たとえば、イリノイ州憲法では州議会が特別に制限するか、あるいは州の固有事務として宣言しない限り、ホームルールを持つ自治体は州と同様の権利行使することができる。実際には、州議会はしばしば地方の権限に対し優位に立とうとの規定を使っている。

要約すると、地方自治体のホームルールに対するどのような接近方法（解釈）も、完全に地方自治を守ることはできない。地方政府は統治権を有せず、またこれまで有していると考えられてこなかったからである。統治権は、地方政府の代わりに各州の州民に属している。州は地方政府に対し権力を認め、付与し、また委ねることもできるが、州の統治権を地方政府に引き渡すことはできず、地方政府に関する究極的な権限についても同様である。

ホームルールと地方自治をさらに詳しく分析し、理解を深めるためには地方自治の各分野を考察することが必要となる。つまり、組織、職務、財政そして人事についての考察である。この手法はA C I Rによって開発されたものであり、地方政府が自己固有の事項を処理する権限、すなわち組織、職務内容、課税、資金借入、職員の数及び雇用条件を決定する権限について検討していく必要がある。

3 組織に関する自治（Structural Autonomy）

組織に関する自治とは、地域住民が自ら地方自治体の組織や基本的な運営について決定し、それらを州政府による干渉や介入から守る能力をいう。約37の州では住民に対して、地方自治体の政府形態について選択権を与えていた。つまり、地方の住民が、州が認めた地方自治体の政府形態の中から選択することができるようになっている。

これらの選択肢は少ない場合で2つ、多い場合はニュージャージー州のように7つある。およそ21の州では住民がカウンティ政府の組織形態についても選択できるようしているが、これも少ないところで2つ、多い場合はアイオワ州のように7つの選択肢がある。人口が5万人以上の場合、地方自治体の住民は、自分たちの憲章を州の法令等に抵触しない限りにおいて作成することができる。たとえば、オレゴン州とテキサス州の憲法では、人口5万人以上の市の住民に対し、ホームルール憲章の内容を決定するための広範な自由を認めており、ホームルール憲章の内容は州議会の優先権によってのみ制限を受ける。通常、憲章委員会が市の憲章を起草するために任命あるいは選任され、起草された憲章は、その賛否を問うため有権者の投票に付される。

通常、資格要件を満たしている市は、希望すればホームルール自治体になることが可能であり、また、一つの憲章に永久に拘束される必要もない。特に、その地域で人口が急増し、また目覚ましい経済発展がみられるとき、住民は自らの憲章をホームルール憲章へと変更する場合が多い。

もちろん、カウンティや地方自治体がホームルールに基づく権限を行使できるのは当該行政区域内に限られることになるが、ミネソタ州及びテキサス州は地方自治体が行政区域外で公権力を行使することを認めており、テキサス州はこの点につき特に自由となっている。テキサス州内の地方自治体は行政区域外における管轄権を有し、これにより、境界に隣接する5マイル以内の法人化されていない地域での計画策定や開発を統制することができる。テキサス州内の市はイニシアティブで承認されれば隣接する法人化されていない地域を併合することも可能であり、たとえば、ヒューストン市はこれまでそのようにして行政区域を拡大してきた。

組織上の自治権は通常、単に地方自治体やカウンティが採用する政府の形態にとどまらず、選挙制度、条例等の制定及び施行、行政機関の設置及び運営など種々の活動を含んでいる。したがって、約16の州では、憲法上ホームルールに関連して「地方自治体に関する事柄(municipal matters)」、「地方自治体に関する問題(municipal affairs)」、「地方の自己統治に関する権限(powers of local self government)」といった用語を使用している。ジョージア州、ミシガン州、ニューヨーク州、ロードアイランド州の憲法では「財産・資産、事務・事業、統治」に関する事項についての

権限を地方政府に認めている（ニューヨーク、ロードアイランド両州ではこの権限がカウンティ、地方自治体ともに認められているが、ジョージア州ではカウンティにのみ、また、ミシガン州では地方自治体にのみ認められている）。メリーランド、ネブラスカ、ネバダ、オクラホマ、ユタ、ワシントンの各州ではホームルールに関して憲法上「自らの政府」という表現を用いている。テネシー州では各ホームルール自治体に「当該政府の形態、組織、人事」について規定することを認めている。また、サウスダコタ州憲法では次のように述べられている。

「憲章は首長、議会、行政についていかなる種類の組織を採用すべきか定めることができる。憲章上のこれらの規定は法令に優先するものとする。ただし、議会は通常選挙によって選ばれた者で構成されるものでなければならず、また行政手続は司法審査の対象に服するものでなければならない。」

地方自治にとって特に重要な点は、州議会が特定の地方自治体やカウンティにのみ、あるいは地方政府のうち地方自治体またはカウンティにのみ適用される特別法を制定する際に、憲法上の制約を受けるということである。そのような憲法上の制限は、ホームルールの先駆けとなった1875年ミズーリ州憲法で規定された。これ以外にも同州憲法は、州議会に対し以下の事項を禁じていた。

- ・市町村の合併及び市町村の憲章の変更
- ・カウンティ本庁舎所在地の決定及び変更
- ・タウンシップの新設、タウンシップや学校区の境界線の変更
- ・カウンティ、市、タウンシップ、選挙区あるいは学校区内のポストを新設したり、
公務員 の権限や義務について規定すること
- ・料金・手数料について規定すること、市会議員、治安判事、警察裁判所判事、警察官など の報酬について規定したり、当該職の権限及び義務を拡大すること
- ・公立学校の運営について規定すること
- ・資産税の査定期間及び徴収期間を延長すること並びに税額査定官や収税吏を解職すること
- ・カウンティあるいは地方自治体職員等による越権行為や無効な行為を追認すること

地方に対する特別立法に関する他のアプローチは、より柔軟性に富んでいる。たとえば、ニュージャージー州憲法では、以下の場合に特別地域立法を認めている。

- ・地方政府が州議会に対し立法請願している場合
- ・当該法律が州議会で絶対多数の投票で可決された場合
- ・当該法律が地方政府機関により、あるいは住民投票により条例として採択された場合

ニューヨーク州においては、ホームルール地方自治体は、次の場合に特別地域立法に関する憲法上の禁止条項の適用を控えることができる。即ち、議会の絶対多数の申請あるいは議会の同意を得て首長の申請があった場合で、かつ州議会の多数決によりこれを承認した場合である。オハイオ、オクラホマ、オレゴンの各州憲法は、カウンティあるいは地方自治体の住民に対し、特別法の制定を州議会に請求することを認めている。

アラバマ州では通常、特別地域立法は州憲法の修正として制定される。この場合の修正は、州民及び対象となっている当該地域の有権者によって是認されることを要する。つまり、特定の地方政府が組織や職務を変更する場合には、州憲法の修正を求めて行われることになるが、特徴的なのは、そのような修正は州の有権者及び当該地域の有権者のそれぞれの過半数の同意を得た場合にのみ効力を有するという点である。したがって、仮に修正が州段階では是認されても、対象となっているカウンティや地方自治体で賛同を得られなければ実施されることはない。

州政府は、地方選挙に関しても一定の権限行使している。たとえば、全ての州では、一種類以上の地方選挙に関し選挙人登録の手続きや選挙人資格証明を設けているが、これらの事項はまた、連邦議会や連邦裁判所による介入を受けやすい。ハワイ州及びマサチューセッツ州を除く各州で地方選挙の投票日が特定されており、さらにその半数の州では、カウンティと地方自治体の投票日が同一日に設定されている。ノースカロライナは、地方選挙において不在者投票を認めていない唯一の州である。39州で地方政府に対し地方選挙における記名投票を認めることを求めており、37州では地方選挙の立候補資格を設けている。地方の公職に立候補する者に対して資産公開を義務づけている州は46あり、立候補者に選挙費用の制限を課している州も11ある。23の州では、地方の公職者に対する解職請求手続きを規定している。アラバマ、フロリダ、ケンタッキー、ペンシルバニア、サウスカロライナの各州では、地方政府職

員に対する弾劾を認めている。また、42の州では、カウンティや地方自治体職員のうち公選職の選出手続きについて定めている。

最近では、州が地方政府に対し、その運営の透明性を義務づける傾向が顕著になってきている。現在、48州で全ての地方政府に対し、行政作用を伴うあらゆる会議を公開するよう求めているとともに、45州では、地方政府が保有する公文書を、勤務時間帯に公の閲覧に供すよう求めている。21州では、地方公務員の行動を統制する倫理法を制定している。

33の州では、地方政府が制定する条例や採択する決議についての手続きを定めている。26の州では、特定事案についての条例や決議に対するイニシアティブとレヴァレンダムについて、両方あるいはどちらか一方を規定している。

4 職務に関する自治（Functional Autonomy）

「職務に関する自治」とは、カウンティや地方自治体が市民や団体等民間の行動を規制したり、住民に対しサービスを提供するための権限をいう。職務に関する自治は、もっぱら州がホームルールに関して講じている一般的な方策に依存している。

歴史的に、州は、地方自治体やカウンティに対して、道路、消防、警察、公衆衛生など、住民生活に欠くことのできない基本的なサービスを提供する権限を認めてきた。しかしながら、19世紀後半に都市化や産業化がはじまると、地方自治体が電気、ガス、電話、公共輸送などさまざまな公益事業に対して規制したり、あるいはこれらを所有することができるかについて論争が起こった。一般的には、ほとんどの州で、一定の制限や条件付きながらも、地方自治体に対し公益事業に関する権限が認められていた。ニューヨーク州憲法では、地方政府の基本的権利として「輸送施設を取得し、所有し、あるいは運営する」権限を認めている。アリゾナ及びオクラホマの各州では、民間が担当できる事業に地方自治体が参入することを憲法上認めている。サウスカラライナ州では、ホームルールを採用しているカウンティや地方自治体は、有権者の同意がある場合に限り、電気、ガス、上下水道、交通機関などのサービスを提供することができるとされている。フロリダ州憲法では、ホームルールを採用している地方自

治体に対し、当該政府を運営するための統治に関する権限、職務を遂行するための法人に関する権限そしてサービスを提供するための所有に関する権限が与えられている。ウィスコンシン州をはじめ中西部の州の多くは、そこではいわゆる「地方社会主義(municipal socialism)」あるいは「下水道社会主義(sewer socialism)」が1912年頃から顕著になっていたところであるが、管内地方自治体に公益事業に関する広範な取締り権及び経営権を認めていた。また、伝染病の原因究明のため、州は地方自治体に公衆衛生や保健に関する権限を与えることとなった。

継続的な都市人口の増加及びこれに伴う人口密集のため、州は大規模都市計画、保健、治安、建築基準に関する地方自治体の権限を拡大することが必要となった。また、都市部における中小企業、飲食店、工場などの急増は、州政府だけでなく地方政府による検査や取締りを必要とするようになった。その後、郊外の発展と中心部の人口減少に伴い、1950年代までに州は経済開発、インフラ整備、都市再開発など官民一体となって推進すべき事業のために、地方自治体に対し、より広範な税金に関する権限、資金借入れに関する権限、規制に関する権限を認める必要があることを、徐々にではあるが認識するようになってきた。ここ数十年の間に、州は、地方自治体が連邦政府や他の地方政府との政府間関係に関与しうるよう、権能を付与することが必要であると認識するようになってきた。1960年代に、連邦政府が大都市に対し補助金を交付し始めたので、州も、カウンティや地方自治体が連邦に対して補助金を申請したり、自ら補助金を管理する権限を認めるようになったのである。1959年に連邦に加盟したアラスカ州は、当初から連邦政府との協力関係を憲法上明確に規定していた。

ごく最近では、財政運営の適正化、サービスの効率化、政府の再構築などが強調されるようになったため、全ての州で地方政府間の協力関係を認めるようになっている。42州においては、地方政府間でサービスを提供することに関する一般的権限を地方政府に与えている。たとえば、ニューヨーク州では地方政府の基本的権利として、議会の承認により「各政府が本来個別に提供することができる施設やサービスあるいは事業について、協力してあるいは契約に基づいて協同で提供することができる」とされている。また、ペンシルベニア州では、有権者が、自らの地方政府に対し他の地方政府と共同処理させたり、あるいは特別区、州政府、連邦政府を含む他の政府に対し当該地方政府の特定の職務を移管させることができるとされている。

このように、職務上の自治に関し種々の制約が存するが、今日の地方政府は「アメリカ国民にこれまでより多様なサービスを提供し、全体的に見ても、また一人当たりで見ても、以前に比し多くの資金を公共の職務のために使っているが、その有益性も着実に増している。」(National Civic League, 1991)と言われている。

ホームルールに対しどのような見方をしても、職務上の自治には次の3つの重要な制約が内在している。すなわち、(1)同一事項に関する州法の優越 (2)有権者による承認 (3)司法による審査である。

(1)同一事項に関する州法の優越

州の優越については、前述したように、カウンティや地方自治体の職務上の権限に対し絶えず脅威となっているが、これは、州法と地方自治体の条例が同一課題に関し適用された場合、地方の異議申し立てに対し、州裁判所が州法を支持するためである。

(2)有権者による承認

二番目の制約は、特定の職務上の権力行使に際し、有権者の承認を要するということである。この承認は、自治体が公益事業に関しその所有権を取得したり放棄する場合などにしばしば要求される。また、都市再開発や経済開発事業に係る職務権限は、それらの実施にあたって債権発行や増税を行う必要があれば有権者の承認を得なければならないため、事実上ほとんど常に制約されることとなる。

(3)司法による審査

第三の重要な制約は、司法による審査である。ここで特に重要なのは、職務上の権限行使に伴う不正行為に対する地方自治体の責任である。この場合、包括的な責任免除はホームルールの地方自治体には付与されていない。なぜなら、規制やサービス提供の対象となっている個人や団体は、不正な職務行為や過度の規制に対し州及び連邦の憲法上の権利を行使することを手続上保障されているからである。州政府あるいは連邦政府と同様、地方政府も権力行使に対し司法審査の対象となっているが、司法による審査は、しばしば市民や企業による訴訟が契機となる。多くの州が地方自治体に、責任や義務の広範な免除を付与しようと努めているにもかかわらず、地方自治体は絶

えず訴訟に直面しており、地域住民によるこのような訴訟は、州による一方的な立法作用と同様に地方自治の範囲を狭める結果となっている。

この点に関し、以下の二つの事例が参考となる。一つめは、1994年にニュージャージー州最高裁判所が下した判決である。ニュージャージー州法により「正規の信号機や交通標識あるいは他の表示板等を設置していない」ことに対する責任の免除が認められているにもかかわらず、州内の地方政府であるワシントンタウンシップが交通標識を取り替えることを怠ったことに対し、法的責任があるとした。この事例の場合、当時停止標識が非行者により盗まれていて存在していなかったことが、交差点での重大な交通事故の原因となった。一方の運転者は交差点の反対側に停止標識があることを知っており、したがって自分に優先権があると信じて交差点に進入し、反対側からきた運転者は停止標識がなかったので、小道から大通りの交差点へ進入した。このようにして、州の免除規定にもかかわらず、以前存在していた標識に対する運転者の信頼が事故原因である場合、その標識が存在していなかったことについて地方自治体に責任があるとしたのである。

二つめは、ペンシルベニア州での事例である。最近同州は 「健康保険指針法（Advance Directive for Health Care Act）」 を制定したが、その中には負傷者の救助をする警察官を保護する規定も含まれている。この規定は、意識不明になっていた高齢の女性を助けようとした警察官が訴えられた事例に対応して盛り込まれたものである。この事例の場合、警察官は女性の命を助けようとしていたが、その女性の娘は警察官に救助行為を止めるよう主張した。彼女は生前遺言（living will；ある人が、不治の重傷を負ったり差し迫った死に直面した場合、救命処置をとることなく死を希望する旨の意思を明らかにした書類）を警察官に手渡し、その書類には彼女の母親が回復を望まないという意思が書かれていると言ったが、警察官はその書類を読むことを拒否し、女性の命を救うために努力を続けた。その女性の娘は後日、母親の生前遺言を冒涜したとして、当該警察官と所属自治体を相手取り訴訟を起こしたのである。このため、現在ペンシルベニアの法律では、歴史的にも合法であり人道的な人命救助という義務を警察官が遂行するよう明示されており、それは生前遺言の有無を問わない内容となっている。資格を有する医師が事故現場にいる場合にのみ、当該医師が生前遺言の是非についての決定権を持っている。

5 財政に関する自治（Fiscal Autonomy）

財政に関する自治は、税や料金・使用料の徴収、資金借入、歳出及び財源配分を随意に決定できる地方自治体の権限をいう。財政上の自治について地方政府職員は、充分な自治がないことに対する不満を持っており、特に大都市でこの傾向が顕著である。事実、ディロンのルール（Dillon's Rule）の伝統が長期にわたって続いているが、組織上、職務上、人事上の自治の分野ではこのルールの例外が認められているかもしれないが、財政権については完全にディロンのルールの下にある。地方自治体は、州の憲法または法律による授権がなければ税や料金・使用料を徴収することはできず、本質的に税に対する独自の権限を有していない。

約48州で市に対し借入金額の上限を課しているとともに、40州では同様の制限をカウンティに課している。また、32州では地方自治体が負債を負う場合の目的を制限列挙している。他の財政上の制限としては、40州で有権者のレファレンダムによる承認、41州では公債の最長期間の設定、24州では上限利率の設定、37州では活用していない資金の投資制限、資産税（property tax）の制限（市に対するもの38州、カウンティに対するもの35州）などがある。さらに、48州では地方自治体に対し資産税の財産評価方法について指示している（資産税は各学校区が徴する唯一の税金であるが、より広範な税に対する権限があるカウンティや地方自治体にとっても、きわめて重要なものとなっている）。

42州では地方自治体に負債償却基金の設立を認めている。37州では短期借入を許可しており、43州では州内全地方自治体に対し共通の会計年度を設定している。また、38州では、市及びカウンティに対し单一年度の会計予算を編成するよう要求しているが、これらの州のうち31州で地方自治体予算のひな型を示しており、32州ではカウンティに対し予算編成基準を設けている。地方自治体に対し予算編成に先立ち最低一回の公聴会開催を義務付けている州もあり、34州で地方自治体に対し、また31州ではカウンティに対しそれぞれ開催を義務付けている。しかし、均衡予算を予算編成の必要条件として地方自治体に課しているのは10州であり、カウンティに対しては9州である。35州では地方政府に対し統一された会計処理を課している。当該地方政府による会計検査を義務付けているのは、市に対するものが38州、カウンティに対するものが31州となっている。また、29州では地方自治体に対する州による

会計検査が認められており、カウンティに対しても30州で認められている。地方政府の物品購入基準を制定しているのは39州あり、他の地方政府との共同購入を許可しているのは17州ある。

昨今の政府再編成運動 (reinventing government movement) は、一般的には地方自治体の財政上の自治に資することになるが、市はこれ以上の財政上の自治を得る傾向はない。これは、州議会が自治拡大に反対しているという理由によるものではなく、むしろ当該住民が財政上の自治を地方自治体に認めることに躊躇していることによる。この傾向は特に1978年にカリフォルニア州の有権者が、地方政府が資産税を引き上げることを厳しく制限する内容を有する州民提案13号 (Proposition 13) を可決して以来、顕著になってきている。住民が資産税や他の州税あるいは地方税を制限する運動は全国的に広まり、州憲法や法令による税及び歳出に関する制限 (tax-and-expenditure limits、以下「TELs」という。) が設けられたが、これらの制限が地方政府と同様に州政府にも適用されている場合もある。地方自治体に資産税制限を課している州は約38あり、カウンティに対する制限は約35州で行われているが、多くの TELs は議会での圧倒的な投票 (4分の3など) や有権者の投票で無効にすることができる。カリフォルニア州とシカゴ首都圏での最近の税及び起債に関するレフアレンダムの分析によると、有権者は基本的なサービス特に消防や警察といった公共安全部門におけるサービス改善に対する支出については、地方税と地方債に対する制限を進んで無効とする場合がしばしばみられる。

地方の財政上の自治は、連邦や州からの財源未措置強制事務 (unfunded mandates) によって縮小させられている。強制事務 (マンデイト) とは、ある政府が他の政府に対し特定の職務を遂行させるため強制する直接的命令をいうが、命令する側の政府からの財政的助成は僅かであるか全くない場合がほとんどである。連邦と州からの強制事務は1960年代中ごろより急増している。州と地方の承諾を要求している保守的に定められた連邦法に基づく強制事務は、1931年と1940年に各1件あり、1950年代にはゼロであったが、1960年代には9件、1970年代には25件、そして1980年代には27件となっている。

1993年、特定の強制事務にかかる経費を試算するために二件の調査が実施された。

この二件の調査とは、全米市長会（the U.S. Conference of Mayors、以下「USCM」という。）が市への影響が考えられる10件の強制事務に焦点を当て、314市を対象に実施したものと、全米カウンティ協議会（the National Association of Counties、以下「NACo」という。）が12件の特定の強制事務について128のカウンティを対象に実施したものである。

USCMの調査によると、1993年の年間費用としては65万ドル、さらに1994年から1998年には総計540ドルと試算した。この10件の強制事務を遂行するために、市の歳入の平均11.4%に相当する経費がかかることになる。

また、NACoの調査では、1993年には48億ドル、さらに1994年から1998年には総計337億ドルが見込まれるとした。この12件の強制事務を遂行するためには、カウンティの歳入の平均12.3%に相当する経費がかかることになる。

地方政府は連邦政府と州政府の両者から強制事務を受けることがあるため、二重の負担に悩まされることになる。1995年に国会で可決され、クリントン大統領によって署名された「財源未措置強制事務改革法」（The Unfunded Mandates Reform Act）は地方政府に対する連邦の財源措置を伴わない強制事務の負担軽減にはなるが、既存の強制事務は無効にはならず、また制限の適用範囲外とされている強制事務もある。州では既に同様の改正を始めており、17州が過去20年間に強制事務削減のための法令を制定している。15州では、強制事務の負担軽減のため、次の事項を掲げ州憲法を修正している。

- ・地方政府の承諾を得られない強制事務を禁止する
- ・強制事務に伴う経費の全部またはその一部を地方へ還付する
- ・強制事務の発効日を遅らせる
- ・地方政府に、財源未措置強制事務について取り扱わない権限を与える
- ・強制事務の遂行を負わせるには州の両院でそれぞれ3分の2の承認を要する
- ・州知事に強制事務を一時的に停止する権限を与える
- ・強制事務の発効日を翌会計年度まで遅らせる

などである。

明確な分析はないが、大まかには憲法上の制限の方が、法律による制限よりも多少は効果が大きいといえる。しかし、強制事務に対する憲法上の制限であろうと法律上

の制限であろうと、州議会の良識に負うところが大きい。というのは、州議会は、しばしばこれらの制限に対する抜け道を考え出し、制限自体を骨抜きにしてしまうことがあるからである。

6 人事に関する自治（Personnel Autonomy）

人事に関する自治に基づき地方自治体が考慮すべき事項は、以下のとおりである。

- ・公務員の採用、昇進、研修、雇用契約の終了
- ・試験による公務員の実力登用制度
- ・賃金、給料、手当などの水準
- ・年金などの付加給付についての資格付与
- ・賃金及び勤務条件に関する団体交渉
- ・利害調整と情報公開
- ・政党政治活動の制限

人事上の自治については、地方政府に完全な自由裁量が存するわけではなく、公務員が有している交渉権や州法及び連邦法により実質的な制約を受けている。最近では、民間部門における労働組合員数は減少してきているが、公共部門においては労働組合員数、職員団体の組織数ともに増加している。これらの労働組合には全国的な組織もあり、全米州・カウンティ・自治体職員連盟（the American Federation of State, County and Municipal Employees）がそれである。公務員の労働組合は、通常、組合員にとって有利な規則や強制事務を制定するよう州の議員に対しロビー活動を開催しているが、これらは地方政府が負担すべき費用やホームルールに基づき制定すべき規定などを考慮することなく行われている。最近の例としては、ニュージャージー州内のタウンシップが管内警察署長に対し本人が妥当だと考えていた額の昇給を実施しなかったことに対し、この署長が州レベルの団体である警察署長協会に援助を求め、州議会に州内の全警察署長に多額の昇給を実施する内容の強制事務を制定させた例がある。

32州では、地方自治体の職員に対し団体交渉権を与え、29州ではカウンティの職員に対し団体交渉権が与えられている。14州の地方自治体職員と6州のカウンティ職

員には話し合いによる紛争解決の場が保障されており、この結果に当該政府は拘束されることになる。しかしながら、地方政府職員にストライキが認められているのはハワイ州、ルイジアナ州、モンタナ州そしてオレゴン州のみである。ほとんどの州では、カウンティと地方自治体に対し公務上の災害保障を与えるよう求めている。24州では、カウンティと地方自治体に定年制度を確立するかあるいは州レベルでの定年制度に参加するよう求めている。同様に24州では、地方政府職員に実力登用制度を採用するよう求めており、また、19州ではカウンティー職員に対し同制度を採用するよう求めている。

事務能率の効率化と法的責任を縮小するために、あらゆる職種の地方政府職員に対し研修を促進している州がますます増えてきている。46州では、自治体警察官に対する最低限の研修制度を確立しており、消防職員に対する同様の研修は14州でみられる。しかしながら、ますます増加していく地方自治体の責任を問う裁判と上昇する一方の保険金額のため、カウンティーと地方自治体は広範な職員を対象に、より多くの研修を実施するようになってきているとともに、ほとんどの州では、適切な研修を受けた職員が明確に示された基準に従って職務を遂行していれば、当該行為が訴訟の対象となった場合に、州政府が地方政府の責任に対し擁護することとしている。

7 州法における地域社会の自治（Local Community Autonomy in State Law）

個人の権利や地方自治体の特定の行動に承認を与えることができる有権者の権利、そして地方政府職員の団体交渉権に関する州の憲法や法令上の規定は、州が地方政府の自治と地域社会の自治をどの程度区別すべきか、あるいは地域社会に権限を付与することによりどの程度まで地方政府の自治に制約を課すべきかを潜在的に示している。このように、地方政府の自治あるいはホームルールは、州の統治権に基づく制限と同程度あるいはそれ以上に地域社会における自治による制約を受けている。

したがって、ホームルールを採用しているカウンティや地方自治体政府では、その組織上の自治はほとんどの場合、部分的にまたは完全に当該地域に住んでいる有権者の承認に左右されることになる。ホームルールは、しばしばカウンティや地方自治体政府に対しより一層の財政的自立を求める場合があるため、地方政府が納税者の許容

範囲以上の増税を行うのではないかという懸念から、有権者は自らが所管するホームルール憲章を承認することに対し消極的になる。同様に、地方政府の財政上の自治は、当該地方の有権者の統制のほか、税や資金借入あるいは歳出に関する州憲法上の制約を通して州内の全有権者による画一的な統制を受ける傾向がある。

地方政府の人事に関する自治は、有権者が長期にわたり増税や歳出増に伴う重圧を感じている場合を除くと、他の自治に比し有権者の統制に服することは非常に少ない。その代り、地方政府の人事上の自治は、当該地方政府のみならず州政府や連邦政府との交渉権も有している職員による拘束を、他の自治に比べ、より多く受けている。その結果、州議会によって制定される人事に関する強制事務は、人件費のために歳入を増やすなければならなくなるため、公選職の地方政府職員に常に批判され、厄介者扱いされている。連邦政府は公民権規定や判決を通して、地方政府の人事上の自治に関し重大な影響を与えてきている。たとえば、1985年に連邦最高裁判所はガルシア対サンアントニオ首都圏交通公社（Garcia v. San Antonio Metropolitan Transit Authority in 1985）の裁判で画期的な判決を下している。連邦最高裁はこの裁判で連邦法（U.S. Fair Labor Standard Act）を地方政府に適用し、職員の賃金及び勤務時間に関する地方政府の自治を厳しく制限した。

職務に関する自治は、カウンティや地方自治体政府が有権者からの直接的な統制や職員との交渉から比較的自由な分野である。既に述べたように、何件かの職務に関するイニシアティブは有権者の承認を必要とするものもあるが、大部分は地方政府が職務権限を有していれば当該権限を行使できる。

アメリカ人が「主権者は人民であり、政府は奉仕者であり、住民が政府に対し実質的権限を有しており、政府は制限され続けているのが理想的である」と信じ続ける限り、地域社会における自治は常に地方政府の自治を拘束することとなろう。

参考文献

American Municipal Association, 1953, *Model Constitutional Provisions for Municipal Home Rule*, Chicago; American Municipal Association

Breen, Timothy H. ,1975, "Persistent Localism ; English Social Change and the Shaping of New England Institutions," *William and Mary Quarterly*32.

Clerk, Gordon L. , 1988, *Judges and the Cities; Interpreting Local Autonomy*, Chicago; University of Chicago Press.

Kincaid, John with Joshua L. Handelsman, 1997, *American Cities in the Global Economy; A Survey of Municipalities on Activities and Attitudes*, Washington, D.C. ; National League of Cities.

U.S.Advisory Commission on Intergovernmental Relations, 1993a, *Federal Regulation of State and Local Governments*, Washington,D.C.; ACIR.

U.S.Advisory Commission on Intergovernmental Relations, 1993b, *Local Government Autonomy; Needs for State Constitutional, Statutory, and Judicial Clarification*, Washington,D.C.; ACIR.

U.S.Advisory Commission on Intergovernmental Relations, 1993c, *State Laws Governing Local Government Structure and Administration*, Washington,D.C.; ACIR.

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 1 号	英国の新地方税システム－コミュニティー・チャージー	1989/12/27
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/1/4
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/2/1
第 4 号	米国連邦政府 1991会計年度予算について	1990/2/27
第 5 号	英国地方財政統計 1986／87	1990/3/1
第 6 号	ACIR（政府間関係助言委員会）の概要	1990/3/26
第 7 号	英国の地方財政読本(1) －地方団体の収入と支出－	1990/4/27
第 8 号	英国の地方財政読本(2) －地方税；現行税と新税－	1990/4/27
第 9 号	英国の地方財政読本(3) －地方団体に対する交付金制度－	1990/4/27
第 10 号	英国の地方財政読本(4) －地方団体の予算－	1990/5/28
第 11 号	英国の地方財政読本(5) －地方団体の会計処理－	1990/5/28
第 12 号	英国の地方財政読本(6) －付録－	1990/5/28
第 13 号	英国の1990年統一地方選挙	1990/5/28
第 14 号	アメリカの地方債	1990/6/28
第 15 号	英国の公共支出計画と地方団体	1990/7/30
第 16 号	ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/8/20
第 17 号	ロンドンの地方行政 一大ロンドンの廃止をめぐって－	1990/9/28
第 18 号	米国の救急業務体制（EMS）	1990/10/5
第 19 号	1990年米国中間選挙の概要	1990/11/30
第 20 号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第 21 号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/1/7
第 22 号	イギリス中央政府の機構 －地方団体に対する関与機構－	1991/1/18
第 23 号	ニューヨーク州財政及び91年度予算の概要	1991/2/8
第 24 号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/2/28
第 25 号	米国連邦政府 1992会計年度予算案について	1991/3/5
第 26 号	イギリスにおける少数民族対策	1991/3/11
第 27 号	フランスの地方財政	1991/3/15
第 28 号	英国の公共支出計画と地方団体 －1991年度予算案の概要－	1991/4/27
第 29 号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/4/27
第 30 号	ウィディコム委員会報告と1989年地方自治住宅法	1991/5/24
第 31 号	英国の1991年統一地方選挙	1991/6/14

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 32 号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 ーその制度と日米比較ー	1991/7/5
第 33 号	「地方団体のための新税」協議書	1991/8/9
第 34 号	米国におけるべき地医療施策	1991/9/20
第 35 号	英国における教育	1991/10/17
第 36 号	英国における社会福祉	1991/10/17
第 37 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(1) ーニューヨーク市財政制度ー	1991/11/13
第 38 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(2) ー1991年ニューヨーク市財政危機ー	1991/11/13
第 39 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(3) ー1992年度ニューヨーク市予算ー	1991/11/13
第 40 号	英国の監査制度	1992/1/31
第 41 号	フランスの下水道 ー第1部 制度的枠組みと改革の動向ー	1992/3/6
第 42 号	フランスの広域行政 ーその制度、実態及び新法による改革ー	1992/3/13
第 44 号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/3/30
第 45 号	フランスの地方自治体の国際交流 ーその理念と現状ー	1992/3/30
第 46 号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/4/30
第 47 号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/5/25
第 48 号	米国・サンシティー ー老人のユートピアー	1992/6/5
第 49 号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/6/10
第 50 号	英国の公益事業	1992/7/21
第 52 号	英国の1992年総選挙および統一地方選挙	1992/8/7
第 53 号	米国地方自治の現場Ⅰ ーインディアナ州エルクハート市ー	1992/9/1
第 54 号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第 55 号	1992年米国大統領選挙等の概要(1) ー連邦編ー	1992/12/25
第 56 号	1992年米国大統領選挙等の概要(2) ー地方編ー	1992/12/25
第 57 号	歐州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第 58 号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第 59 号	米国地方政府の破産	1993/1/20
第 60 号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/2/26
第 61 号	米国固定資産税制度概要とプロポージョン13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/2/26
第 62 号	サウスカロライナ州(米国地方自治の現場Ⅱ)	1993/3/12
第 63 号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/3/25
第 65 号	英国の学校における日本教育	1993/3/31
第 66 号	フランスの地方公務員制度 第1部	1993/3/31

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい

NO	タイトル	発刊日
第 67 号	米国の成長管理政策（1）－総論・地方政府編－	1993/5/20
第 68 号	米国の成長管理政策（2）－州政府編－	1993/5/20
第 69 号	シティズン・チャーター－現代版マグナカルタ？－	1993/6/21
第 70 号	フランスの地方公務員制度－第2部－	1993/7/12
第 71 号	ロンドンの地方団体について	1993/7/12
第 72 号	英国における地方議員と地方行政	1993/7/20
第 74 号	英国の1993年統一地方選挙	1993/8/31
第 75 号	フランスの高齢者福祉（1）	1993/9/30
第 76 号	フランスの高齢者福祉（2）	1993/9/30
第 77 号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第 78 号	英国の社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第 79 号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第 80 号	内側から見た英国	1994/3/15
第 81 号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 82 号	アイルランド－国の仕組みと地方自治－	1994/3/25
第 83 号	統一ドイツと財政調整－連邦制財政システムは生き残れるか－	1994/4/15
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 86 号	現代フランス都市計画の手法（1）	1994/5/30
第 87 号	現代フランス都市計画の手法（2）	1994/5/30
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 90 号	1994年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 95 号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/1/20
第 96 号	アメリカン・インディアン－その過去・現在・未来－	1995/2/14
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 98 号	1994年中間選挙－地殻変動をもたらした米国政治の動向－	1995/2/28
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミュニケーン・プログラム	1995/3/13

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい

NO	タ イ ル	発刊日
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 108 号	济州道における総合開発計画	1995/9/22
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム ー F E M A と U S & R 隊ー	1996/3/1
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 ー グラウンドワークの理念と実践	1996/5/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 120 号	米国におけるボランティア活動 ー その理念と実態ー	1996/8/15
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制	1996/10/31
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 ー 6 州の企業誘致政策を中心にー	1996/11/22
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 - 構造と編成過程、1996年度予算案の概要 -	1996/12/25
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 ー 運輸・通信行政を中心にー	1997/1/31

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい

NO	タイトル	発刊日
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 139 号	1996年米国大統領選挙	1997/3/24
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 一地方分権を支える税財制度の概要一	1997/3/24
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール -公教育の選択・分権・民営	1997/3/31
第 142 号	英国の1996年統一地方選挙	1997/4/30
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説（1）（州政府）	1997/6/20
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説（2）（地方自治体）	1997/6/20
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 151 号	カリフォルニア州サンゼルス・カウンティ レイクウッド 市（米国地方自治の現場IV）	1997/11/28
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25
第 160 号	タイの行政制度-地方の行政を中心に-	1998/3/5
第 161 号	自治体による国際協力への支援 -欧州の現状-	1998/3/27
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 163 号	フランスにおける地域開発-その制度の変遷と事例-(1)	1998/5/15

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい

NO	タイトル	発刊日
第 164 号	フランスにおける地域開発ーその制度の変遷と事例ー(2)	1998/5/15
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 167 号	大韓民国の第 15 代大統領選挙について	1998/6/25
第 168 号	韓国の地方予算制度について	1998/7/10
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 174 号	タウンミーティングー住民自治の原型ー	1998/10/23
第 175 号	イングランドのアーツセンター	1998/10/23
第 176 号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第 178 号	韓国の「新都市」について～住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入ーメリーランド・州モンゴメリー・カウンティの場合	1999/2/15
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8